## 沿岸広域振興局長告示第34号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の所在 地の変更について次のとおり届出があった。

平成23年5月20日

沿岸広域振興局長 中 村 一 郎

## 1 居宅介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	多 文 千 月 日
0311100036	ニチイケアセンター	釜石市大町一丁目8番6号	釜石市中妻町一丁目12番2号	平成23年4月1日
	釜石大町	明治中央ビル1階		

## 2 重度訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	多 <u>英</u> 中月日
0311100036	ニチイケアセンター	釜石市大町一丁目8番6号	釜石市中妻町一丁目12番2号	平成23年4月1日
	釜石大町	明治中央ビル1階		

## 3 児童デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0311100051	釜石市すくすく親子 教室	釜石市大町三丁目8番3号	釜石市小川町四丁目2番7号	平成23年4月25日